

# 消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率が、平成31年(2019年)10月1日より **10%**(現行8%)となります(注)

(注) 税率が10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。

期限内納付のために

## 課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。税率の引上げにより消費税額(年税額)は10%で計算されますが、税率引上げ直後の課税期間における中間申告額は8%で計算されるため、確定申告においては、10%の税率により計算された消費税額(年税額)と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

このため、税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

### 【具体例】9月決算法人の申告・納付のイメージ(軽減税率は考慮していません。)

#### ○ 平成31年(2019年)9月期(税率引上げ前)

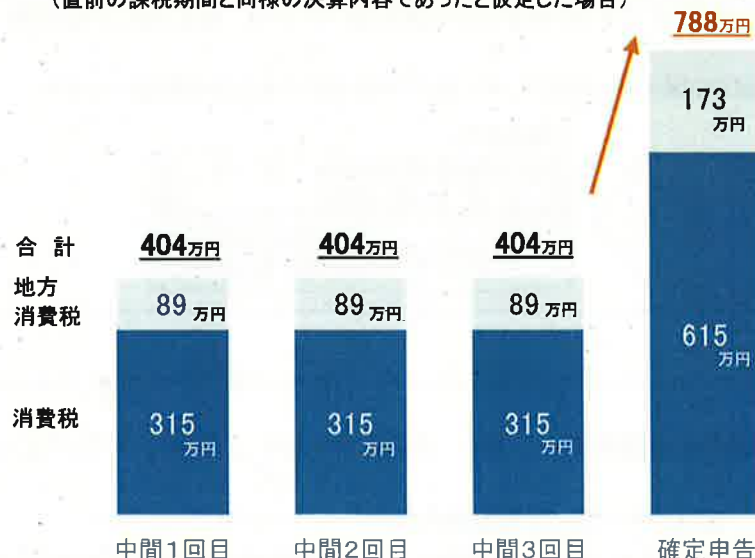


税率8%

- 年税額 1,600万円
- 中間申告による納付額 1,200万円  
⇒ 400万円×3回=1,200万円
- 確定申告による納付額 **400万円**  
⇒ 1,600万円-1,200万円=400万円

#### ○ 平成32年(2020年)9月期(税率引上げ後)

(直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合)



税率10%

- 年税額 2,000万円
- 中間申告による納付額 1,212万円  
⇒ 404万円×3回=1,212万円  
※ 地方消費税は引上げ後の税率(1.7%→2.2%)が適用されます。
- 確定申告による納付額 **788万円**  
⇒ 2,000万円-1,212万円=788万円

確定申告時の納付額が増加します。  
計画的な納税資金のご準備を！

便利な納付方法は裏面へ